平成２２年（フ）第１５２号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2288番地１
債務者　妹尾　篤志
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４６号
横浜市旭区白根２丁目31番４―303号
債務者　渡辺　秀蔵
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９０号
横浜市鶴見区上の宮２丁目３番６号　鶴見荘14号室
債務者　白井　徹也
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第5号
和歌山県新宮市王子町２丁目５番14号
債務者　中口　真央
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第２６７号
沖縄県宜野湾市志真志２丁目17番１―201号　ひがハイツ
債務者　益田　治美（旧姓仁平）
１　決定年月日時　平成22年２月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第６１号
東京都足立区伊興本町２丁目２番45号
債務者　戸塚けい子
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８０号
東京都日野市落川465番地の１大塚マンション102
債務者　本間　一慧
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０２号
東京都大田区東糀谷６丁目９番６―107号
債務者　今井　和枝
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９号
北海道河東郡音更町木野大通西９丁目１番地31
債務者　柏田　絢一
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
山口県下松市大字末武中1370番地10
債務者　森廣　末人
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１５号
山口県周南市速玉町５番１―1404号
債務者　髙橋賢一郎
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１６号
山口県周南市速玉町５番１―1404号
債務者　髙橋　愛子
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２７号
山口県周南市遠石３丁目９番15―505号　アネックス遠石Ⅱ
債務者　植村　　聡
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２９号
山口県周南市大字下上2031番地の６
債務者　原　　政代
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３０号
山口県周南市大字下上2031番地の６
債務者　原　　文男
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３１号
山口県周南市扇町３番Ｇ―308号
債務者　堀口　翔太
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部